

公益財団法人福岡県スポーツ協会加盟団体規程

(総 則)

第1条 本規程は、公益財団法人福岡県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第11条の規定に基づき、加盟団体に関する必要な事項を定める。

(加 盟)

第2条 本会に加盟しようとする団体は、加盟申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事務所所在地
- (2) 規約
- (3) 組織一覧表
- (4) 役員一覧表
- (5) 前年度事業概況
- (6) 当該年度事業予定表および予算書

(報告および届出義務)

第3条 加盟団体は、事務所所在地、規約等を変更した場合は、すみやかに文書で本会に報告しなければならない。

第4条 加盟団体は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書および歳入歳出予算書
- (2) 前年度の事業報告書および歳入歳出決算書

(遵守すべき事項)

第5条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を遵守することに努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。

2. 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組みなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について徹底した啓発活動を行い、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。

(負担金)

第6条 加盟団体は、次に定める負担金を毎年5月末日までに本会に納入しなければならない。

- (1) スポーツ団体の場合は、150,000円以上200,000円以内とし、各団体の負担金の額は別表によるものとする。
- (2) 中学校・高等学校体育団体 90,000円
- (3) 郡市体育団体 住民総数×2円

2. 納入した負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(脱 退)

第7条 加盟団体は、本会から脱退しようとするときは、脱退願書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 脱退理由書
- (2) 脱退理由説明資料

(準加盟団体)

第8条 加盟団体の他に県内を統括するアマチュアスポーツ団体を準加盟団体とすることができる。

2. 準加盟団体には、本会定款第4章の規定を準用する。この場合、規定中「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。ただし、本規程第6条に規定する負担金については、当分の間100,000円とする。

(負担金の使途等)

第9条 本規程第6条及び前条第2項に規定する負担金は、5割を公益目的事業に、5割を管理費に充当するものとする。

(加盟審査基準)

第10条 加盟団体への加盟の基準については、本会の理事会決議を経て別に定める。

(加盟団体の権限)

第11条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 評議員候補者、理事候補者を推薦すること。
- (2) 本会会長等が、加盟団体・準加盟団体理事長会議等又は事務連絡の会議・説明会等の招集を求めたときに、出席すること。
- (3) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
- (4) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
- (5) 加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (6) 福岡県スポーツ協会加盟団体であることを称すること。
- (7) 本会が提供した情報を取得すること。

(検査)

第12条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第13条 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第14条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認める場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役員等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第15条 加盟団体は、12条、第13条及び第14条に定める本会の監督行為に対して、協

力しなければならない。

- 2 本会が「公益財団法人福岡県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に則り調査等が必要と判断し、加盟団体に協力を依頼した場合には、当該加盟団体は調査等に協力しなければならない。
- 3 前項により協力を依頼された加盟団体は、本会から報告を求められれば、速やかに応じなければならない。
- 4 加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ協会に登録を行っている者に対し処分を科すことが想定される事案を独自に把握した場合には、速やかに本会にその概要等について報告しなければならない。

(処 分)

第16条 本会は、加盟団体が本規程第3条ないし第6条及び第8条に定める義務を怠る等して組織運営等の適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会・除名

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、本会の理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。
3. 本条第1項に基づく処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、当該事業の所管委員会と協議の上、本会の理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第17条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

(負担金の精算)

- 第18条 加盟団体が本規程第7条により脱退し、又は本規程第11条第1項第4号により退会・除名とされた場合、本会は、既に納付された負担金を理由の如何を問わず返還しない。
2. 加盟団体は、脱退又は退会・除名前に支払義務が生じた負担金を本会に直ちに納付しなければならない。

附 則

- 1 本規程は財団法人福岡県体育協会理事会の決議の日（昭和45年8月11日）から施行する。
- 2 本規程は、昭和51年12月13日一部改正、昭和52年4月1日から施行する。
- 3 本規程は、昭和52年12月24日一部改正、昭和53年4月1日から施行する。
- 4 本規程は、昭和58年11月18日一部改正、昭和59年4月1日から施行する。
- 5 本規定は、昭和61年11月14日一部改正、昭和62年4月1日から施行する。
- 6 本規程は、平成6年2月16日一部改正、平成6年4月1日から施行する。
- 7 本規程は、平成9年2月5日一部改正、施行する。

- 8 本規程は、平成21年3月30日一部改正、平成21年4月1日から施行する。
- 9 本規程は、平成23年4月1日一部改正、同日から施行する。
尚、改正規程中、第1条の「公益財団法人福岡県体育協会定款第11条」、第7条の「本会定款第4章」とあるのは財団法人福岡県体育協会が公益財団法人の設立移行登記の日までの間、第1条は「財団法人福岡県体育協会寄附行為第8条」、第7条は「本会寄附行為第3章及び第5章第28条」と読み替えるものとする。
- 10 本規程は、平成23年10月14日一部改正、同日から施行する。
尚、規程名称中、「公益財団法人」とあるのは、財団法人福岡県体育協会が公益財団法人の設立移行登記の日までの間、「財団法人」と読み替えるものとする。
- 11 本規程は、令和2年2月7日一部改正、同日から施行する。
- 12 本規程は、令和2年3月24日一部改正、同年4月1日から施行する。
- 13 本規程は、令和6年6月19日一部改正、同日から施行する。